

規制・制度改革の要望

地熱発電の導入促進に向けて

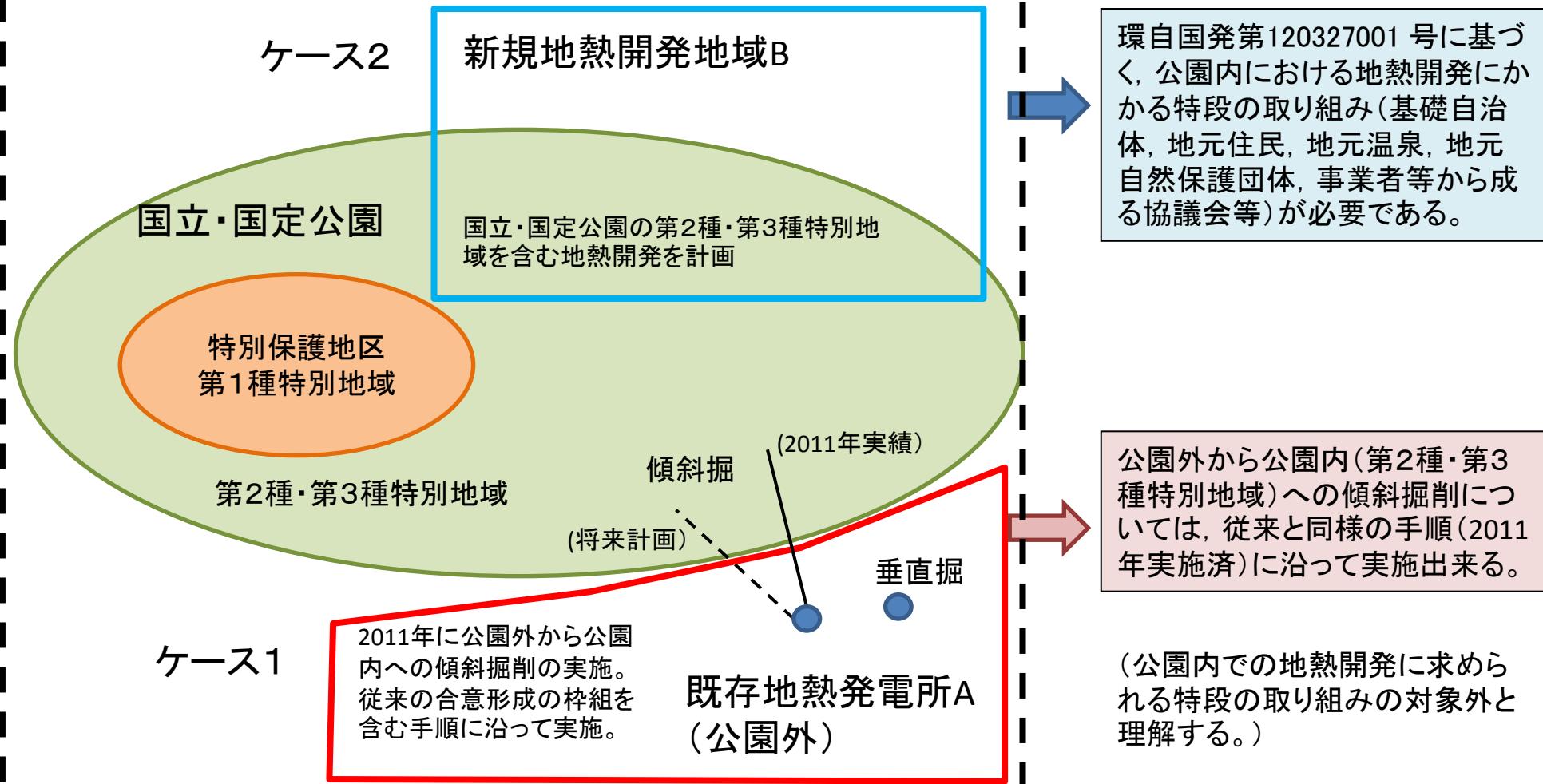
平成24年11月8日(木)

公園・温泉・制度フォロー検討会

課題12:「自然公園内における地熱発電施設の設置に関する規制の見直し」について

従来の開発エリアでは、自然公園外の既設の基地から第2種・第3種特別地域の地下部分まで、従来の手順に沿って掘削が行われている。当該ケースについて従来の取り扱いが認められることを明確にし、周知していただきたい。

【事例：○○市(同一の基礎自治体)】



課題13：国立・国定公園内の地熱開発について

1. 地熱発電の導入を促進するためには、従来の規制・制度にある設置許可の柔軟化が基本である。そのため、環境省、経済産業省、地熱事業者による協議、あるいは、環境アセスと同じような環境省と経済産業省(地熱事業者)との事務レベルの連絡会議の場を新たに設けるなどの措置をお願いしたい。
 - (1) 風致景観や自然環境の保全と地熱開発を高いレベルで調和させる具体的な戦略の検討・フォローアップを行うとして、環境省内で「自然と調和した地熱開発に関する検討会議」が開催されている。本検討会議を含めた検討結果として、規制側の柔軟な対応無しに、「最高レベルの調和」のみが求められた場合、発電所建設段階で地熱開発事業が頓挫する不安がある。
 - (2) 我が国の国立公園の分類は、当時の我が国の実情に沿って設定したものであり、国際的な基準であるIUCN保護地域管理カテゴリーとは異なる。我が国の国立公園内の地熱開発については、現状の規制ありきではなく、我が国の現状を考慮した検討を取り入れることが必要である。特に、国立公園第2種、第3種特別地域内すでに数十年にわたって稼働している地熱発電所があり、それらの実績を十分考慮に入れて、設置許可の柔軟化や優良事例の考え方をまとめる必要がある。
2. 平成22年6月18日閣議決定(添付)の⑤に対する対処方針の「○共通」に記述のゾーニングについては、地熱ポテンシャルマップの策定を意図するものではなく、有望な地熱資源の存在と公園の価値を組み合わせて、一部地域を「開発可能地域」とするゾーニングの検討をお願いするものである。本件について、ご検討願いたい。

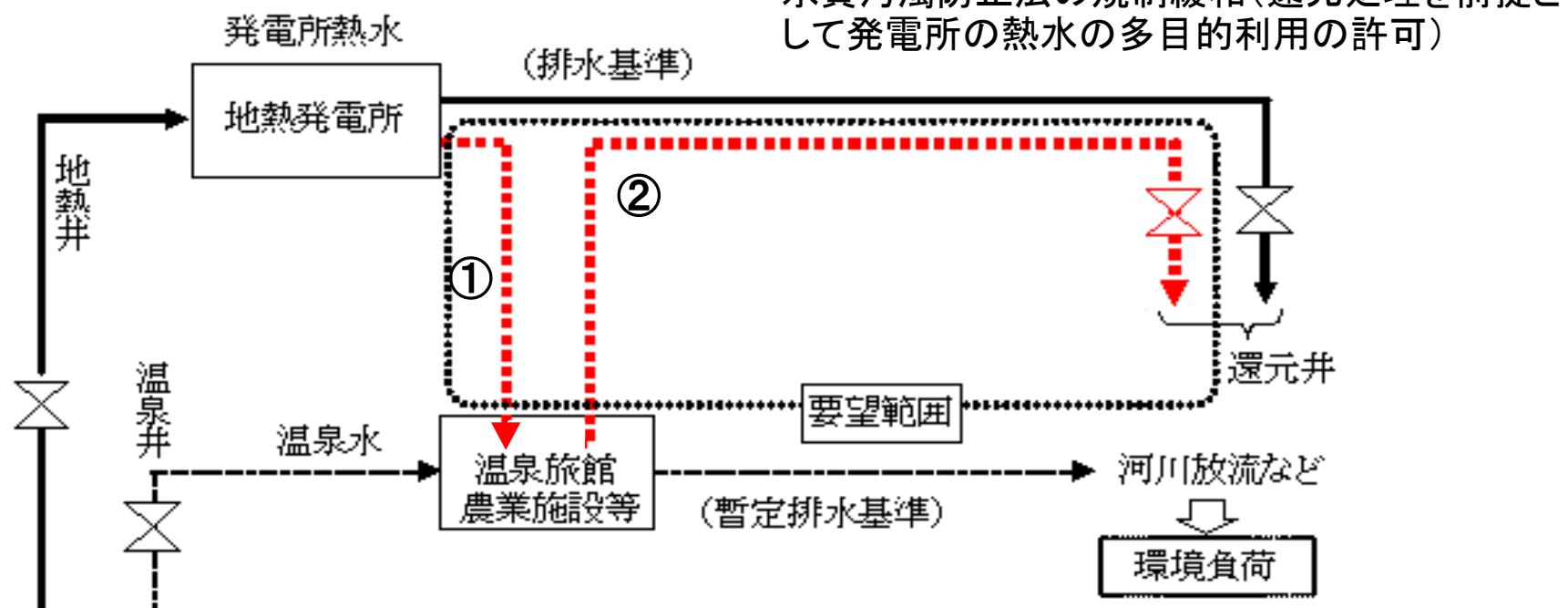
課題15: 地熱発電所からの熱水利用について

地熱発電所からの還元熱水を直接利用することができれば、さらに地熱エネルギー利用の幅が広がり、地域にも役に立つ。これを実現する施策として、下記を要望する。

○平成24年4月3日の閣議決定内容の早期実施(水質汚濁防止法の趣旨を踏まえ、熱水の多目的利用についての基本的な考え方を整理し、周知。)

- ①熱水の発電所敷地外への排出が可能であることの明確化
- ②発電所敷地外での還元処理が可能であることの明確化

【熱水直接利用のイメージ】



直接利用した熱水は、水質汚濁防止の観点から、地下への還元処理が必要であるため、住宅、農業施設、旅館等の下流側に新たに還元井を追加する必要がある。

課題39:環境アセスメントについて

1. 期間短縮に関しては現在行われている環境省と経済産業省の連絡会議において、下記事項を検討のうえ、迅速で実効性のある対応をお願いしたい。

2. 環境アセスメント期間の短縮を図るための要望

(1) 数値シミュレーションによる風洞実験の省略

風洞実験の設備は現状4箇所のみと限定されており、試験時期確保の制約により、予測評価期間が長期化する懸念がある。期間短縮を図るため、予測評価に使用可能な数値シミュレーション技術の確立及び適用を要望。

(2) 配慮書手続きの省略あるいは簡略化

地熱資源賦存状況及び地形の制約から、坑井基地および発電所の位置やレイアウトについても限定的となり、発電所計画は単一案にならざるを得ないケースが大半と想定されることから、配慮書手続きの省略あるいは簡略化を要望。

(3) 現況調査の前倒し実施

地熱発電事業の場合、事前に数年の地熱資源の調査期間があるため、地元住民等への周知は調査初期の比較的早い段階から進められている。地域の理解が得られる地点については、環境調査を早期(方法書審査前)に実施し、アセスメント期間の大幅な短縮が図れることを要望。

(4) 調査評価項目・手法・範囲等の調査内容の明示化

現状では地熱発電計画における調査内容の具体的な指針がなく、方法書審査前の調査は、地熱事業者にとって手戻りリスクが大きく、実施が困難である。調査評価項目・手法・範囲等の調査内容の指針を明示化することで事業者のリスクの減少を要望。

(5) 地熱発電設備リプレースの環境アセス簡略化・迅速化

地熱発電所設備リプレースにおいては、地元合意が十分得られており、土地改変等による環境影響が限定的であると想定される。既存のモニタリングデータの存在等の理由により、配慮書手続きや現況調査・予測評価の省略または簡素化、新設工事のために実施する既存設備の撤去工事をアセスの対象外とする措置を要望。

新規課題：過去の閣議決定を受けた措置のその後について

平成22年6月18日閣議決定(温泉法における掘削許可の判断基準の考え方を策定し、ガイドラインとして運用するよう通知する)を受けて決定された“温泉資源の保護に関するガイドライン(地熱発電関係)”の運用について。

要望	現状の問題点
1. 温泉ガイドラインの明確化について	<p>○温泉井の掘削許可に当たっては、温泉法に則り、「温泉を湧出する目的ではない還元井・観測井・構造試錐井」に関しては、掘削許可申請対象外であることを明確化のうえ周知願いたい。</p> <p>○例えば、還元井は温泉を湧出する目的ではないにもかかわらず、掘削許可申請対象とする事例が見られた。</p>
2. 温泉ガイドラインの運用の徹底について	<p>(1)ガイドラインは地熱発電導入促進を目指し、従来の掘削許可事務の早期化・柔軟化を目指したものであることを、都道府県等の関係機関に改めて周知願いたい。</p> <p>○通知後、従来の開発エリアや自然公園外の開発についても、それまでの合意形成(説明会、同意書等)でなく、新たに協議会の設置が必要との意見が出され、規制が強化される方向での議論がなされている事例がある。掘削許可は自治事務であるとして、環境省は踏み込んだ指導に消極的であるように見受けられる。</p> <p>(3)都道府県の自然環境保全審議会温泉部会において、適切な審議が行われるためには、地熱発電を技術的に理解する委員の参画が必要であることを周知願いたい。</p> <p>○地熱発電を技術的に理解する委員が不在であったり、いてもごく一部である等の不十分な委員構成が見られる。</p> <p>(4)ガイドラインで推奨している「協議会等」の設置は、温泉資源に与える影響を審議する場であって、それとは無関係な検討を行う場ではないことを周知願いたい。</p> <p>○今後の長期的な事業計画まで説明を求められた事例がある。</p> <p>(5)ガイドラインにある「協議会」は、環境省通知(環自国発第120327001号)の記載にある「第2種特別地域及び第3種特別地域」内を開発対象とした地域合意形成のための「地域協議会」とは違うことを周知願いたい。</p> <p>○「協議会」を「地域協議会」と混同する向きがある。</p>

新規課題:「ボイラー・タービン主任技術者専任範囲の見直し」について

電気事業法施行規則及び小型発電設備に係る告示等の改正(平成24年4月17日, 平成24年7月26日)に記載されているボイラー・タービン主任技術者, 工事計画届出, 使用前安全管理検査, 定期安全管理検査, 溶接安全管理検査の不要の要件である。

『熱源(1次系)が専ら輻射熱又は大気圧, 100°C以下の水・蒸気』について, 『大気圧以上, 100°C以上の水・蒸気』についても対象とすることに関するご検討をお願いしたい。

(規制・制度の現状と課題)

温泉の場合, 大気圧以上, 100°C以上の水・蒸気が多数存在しているが, 現状では, 主任技術者の専任, 工事計画届出, ならびに各種検査が必要であり, 小型発電設備普及の阻害要因となっている。上記の要件の見直しにより, これらが不要となれば, 小型発電設備の普及の拡大につながり, 発電量の増大が期待される。